

東美濃広域パンフレット作成委託業務

プロポーザル公募要領

令和4年9月1日

東美濃歴史街道協議会

東美濃広域パンフレット作成委託業務 公募要領

岐阜県東美濃地域の魅力を発信し、東美濃地域への誘客を促進するため、東美濃広域パンフレット作成業務について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

この公募要領は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続を定めたものです。

第1 募集の内容

1 業務名

東美濃広域パンフレット作成委託業務

2 業務内容

別添「仕様書」のとおり

3 契約期間

契約締結の日から令和4年12月26日（月）まで

4 委託費の上限

2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）とし、下記（1）～（5）の要件を満たしていることが必要です。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- （2） 評価会において、東美濃歴史街道協議会（以下「協議会」という。）の構成市町のいずれかの入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- （3） 構成県市町の製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入

札参加資格停止措置を、参加申込受付期限日から評価会の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (4) 法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

※構成市町及び県（多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市・可児市・御嵩町、岐阜県）

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を、様式1に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

(1) 事業の実施計画

「東美濃」の知名度向上を図るため、東美濃地域の観光資源を活かしたパンフレットを作成することで、東美濃地域のイメージを広く効果的に発信し、さらなる観光誘客につなげるため以下の実施計画を提出すること。

ア 企画提案

(ア) 業務に係る実施方針、テーマ・コンセプト・ターゲットの設定

(イ) 紙面内容案

仕様書記載の「作成ポリシー」に基づき、紙面の構成・編集にあたり、どのような工夫を行うことができるかについて提案を行うこと。

(ウ) 東美濃観光パンフレットの表紙案（最低2パターン）

他のエリアの観光パンフレットと横並びで置かれた場合であっても、目を引き、選ばれるような工夫をすること。

(エ) パンフレット発行部数

(オ) 業務に関する効果測定の方法

イ その他事業運営に係る事項の提案

(2) 業務実施体制・計画（管理・監督・連絡体制・スケジュールほか）

ア 本事業に類する事業の実施実績（実績がある場合に記入）

イ 事業の実施体制

ウ 事業費の妥当性

3 応募の手続き等

(1) スケジュール

- ア 公募要領等の公開・配布 令和4年9月1日(木)～9月9日(金)
- イ 公募要領等に関する質問受付 令和4年9月1日(木)～9月6日(火) 正午まで
- ウ 参加申込受付 令和4年9月1日(木)～9月9日(金)まで 午後5時まで
- エ 企画提案書受付 令和4年9月1日(木)～9月21日(水) 正午まで
- オ 評価会議(書類審査のみ、プレゼンを行わない) 令和4年9月21日(水)～9月30日(金)
- カ 結果の公表 審査実施後10日以内

(2) 公募要領等の配布

- ア 配布期間 令和4年9月1日(木)～9月9日(金)
午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く)
- イ 配布場所 多治見市役所産業観光課(〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2-15)
※公募要領等は、多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市・可児市・御嵩町ホームページ内に掲示します。

(3) 公募要領等に関する質問受付

- ア 受付期間 令和4年9月1日(木)～令和4年9月6日(火) 正午まで
- イ 提出方法
質問は(別紙1)の様式により、電子メール又はFAXにより提出して下さい。

*提出後は、下記提出先に確認の電話をして下さい。

*電子メールの場合は、件名を「東美濃広域パンフレット作成委託業務」として送信してください。

ウ 提出先

東美濃歴史街道協議会事務局
多治見市役所産業観光課内
TEL 0572-22-1111(内線1173)
FAX 0572-25-3400
E-mail sangyokanko@city.tajimi.lg.jp

エ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるも

のを除き、随時、多治見市ホームページにて公開します。

(4) 参加申込受付

ア 受付期間 令和4年9月1日(木)～令和4年9月9日(金)午後5時まで

イ 提出書類

(ア) 参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2

ウ 提出方法

参加希望者は、参加申込書(別紙2)を、多治見市役所産業観光課まで持参又は郵送により提出(期間内に必着)してください。なお、持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとします。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(5) 企画提案書受付

ア 受付期間 令和4年9月1日(木)～令和4年9月21日(水)正午まで

イ 提出書類、提出部数

(ア) 企画提案書(デザインサンプル含む)・・・・・・・・・・様式1

(イ) 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式任意

(ウ) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2

ウ 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

エ 提出方法

多治見市役所産業観光課あてに持参又は郵送により提出してください。

持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで(最終日は正午まで)とします。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期間内に必着するようにしてください。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(6) 参加に際しての留意事項

ア 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

(ア) 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(イ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(ウ) 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

(エ) 応募提案書類に虚偽の記載をした場合

(オ) 公募要領に反すると認められる場合

(カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

イ 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

ウ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

エ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

オ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

カ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

キ 費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

ク その他

(ア) 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要項等の記載内容に同意したものとします。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

イ 本事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。

ウ パソコン、複合機（コピー／FAX）等の購入に係る経費については委託費に含みません。（レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。）

エ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

第3 審査に関する事項

1 審査方法

協議会が定める、審査員による書類審査を行います。

令和4年9月21日（水）～令和4年9月30日（金）予定

2 審査項目及び審査内容

別表「審査項目及び審査基準」のとおり

3 最優秀提案者の決定

- ・ 上記審査項目について、提出書類内容の審査を行い、審査会議構成員が審査・採点し、最高点の者を最優秀提案者とします。
- ・ 同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。
- ・ 応募者が1名のみの場合、審査の結果においてプロポーザル審査要領に定める基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合、又は提案者が無い場合には、再度公募を実施します。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は、審査会議終了後、契約交渉の相手方が決定してから、参加者に通知いたします。

第4 契約についての留意事項

1 契約方法

協議会は選定した最優秀提案者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、部会と最優秀提案者の協議により最終的に決定します。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には、評価結果において評価点が次に高い提案者と協議を行います。

第5 問い合わせ先

東美濃歴史街道協議会事務局

多治見市役所産業観光課内

TEL 0572-22-1111（内線 1173）

FAX 0572-25-3400

E-mail sangyokanko@city.tajimi.lg.jp